

平成25年度随意契約情報(使用料・賃借料)財務部

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

	所属名		グループ名	契約の相手方	契約件名	開始	終了	契約金額(円)	適用条項	随意契約理由
1	大阪自税	大阪自税	調整課	一般財団法人 近畿陸運協会	高槻支所の建物賃貸料	20130401	20140331	907,200	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本府が行う業務は、特殊法人軽自動車検査協会大阪主管事務所高槻支所が行う軽自動車検査事務と関連する業務であり、同事務所と隣接した場所で行う必要があり、当該建物所有者は、一般財団法人近畿陸運協会であるため。
2	税務局	税政	総務グループ	オムロンクレジットサービス株式会社	徴税用自動車の借上げ	20130401	20140331	1,000,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	近畿運輸局長の認可料金となっているため
3	大阪自税	大阪自税	調整課	近畿運輸局長	国有財産借上げ料	20130401	20140331	1,017,070	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	本府が行う業務は、近畿運輸局大阪運輸支局が行う自動車検査登録事務と関連する業務であり、同局和泉検査登録事務所と隣接した場所で行う必要があり、当該土地所有者は、近畿運輸局であるため。
4	税務局	税政	システムグループ	富士通リース株式会社 関西支店 藤田 博之	電子計算機用空調機(再リース)賃貸借	20130401	20140331	1,576,260	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	業務(再リース)が特定の者(当初決定した業者)でなければ実施することができないものであるため
5	泉南府税	泉南府税	総務課		泉南府民センタービル 駐車場用地の借り上げ料	20130401	20140331	2,400,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	敷地の所有者でなければ、実施することができないものであるため

平成25年度随意契約情報(使用料・賃借料)財務部

契約内容の詳細については各発注課にお問い合わせ下さい。

所属名	グループ名	契約の相手方	契約件名	開始	終了	契約金額(円)	適用条項	随意契約理由
6 大阪自税	大阪自税 調整課	一般社団法人 大阪府自家用自 動車連合協会	寝屋川分室の賃貸借 に係る経費(賃料)	20130401	20140331	9,576,000	地方自治法施行 令第167条 の2第1項第2 号	本府が行う業務は、自動車検査登録事務と関連する業務であり、大阪運輸支局と隣接した場所で業務を行う必要があり、契約の相手方が所有する建物以外にないため。
7 税務局	税政 システム グループ	森田ビルディング 株式会社	電子計算機(本体等) 設置場所に係る賃貸 借料	20130401	20140331	43,440,020	特例政令第10 条第2号	従前より税務情報システムに係る電子計算機(本体)等の設置場所として借用しているため、前契約者と継続して契約するもの
8 税務局	税政 システム グループ	富士通 株式会 社 西日本営業 本部 北岡 俊治	電子計算機プログラ ム・プロダクト一式の賃 貸借	20130401	20140331	101,442,600	特例政令第10 条第2号	既に調達した業務(電子計算機の賃貸借)に接続して行う調達で、既に契約した相手方以外の者から調達したならば、既に調達した業務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため
9 税務局	税政 システム グループ	日本電子計算機 株式会社 営業 本部 村上 春生	電子計算機の賃貸借	20130401	20140331	366,786,000	特例政令第10 条第2号	既に調達した業務(税務情報システムの開発)に接続して行う調達で、既に契約した相手方以外の者から調達したならば、既に調達した業務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため
		財務部(使用料・賃借料)		H25. 4~5月	9件	528,145,150	円	
			合 計		9件	528,145,150	円	